

## 青森県における行政委員会委員報酬のあり方に関する意見書の骨子案

この骨子案は、第1回及び第2回の検討会議における意見を基に作成したものである。

### はじめに

青森県の行政委員会の委員報酬は、月額制を基本としている。

これは、定例的な会議や行事への出席のほか、審議案件の事前検討などの活動があること、また、委員には高度な法律判断や専門知識などが求められること等を勘案したものであるが、基本的には他の都道府県が月額制を基本としていることとの均衡を考慮したものである。

しかしながら、委員報酬のあり方については様々な意見があり、他の都道府県でも見直しの動きがあることから、青森県においては、改めて適切な委員報酬のあり方を検討することとし、県内各層から幅広く意見を聴取するため、「青森県行政委員会委員報酬検討会議」を設置したところである。

これを受け、本検討会議では、各委員会の活動状況等を検証の上、活発な意見交換を行い、次のような意見を取りまとめたものである。

### 主な意見

#### < 活動状況、職責 >

各委員会の活動状況には、バラツキがあり、委員会ごとにその状況を踏まえる必要がある。定例会出席以外でも、その業務は多岐にわたり、定量的に把握できない活動も多い。

各委員会は、法律に基づき明確な権限が付与され、固有の職責を有している。委員は、こうした職責を担いながら、独立した行政機関の職務執行に当たっており、このことは、相当重い職責を有していると評価すべきである。

委員の兼業禁止などについて、特別の定めが置かれ、制約が多い。また、委員会によっては、日常生活において種々の制約や精神的・心理的負担を受ける場合がある。

加えて、県議会での答弁等、特別の役割を求められる場合もある。

現行の月額制を踏まえれば、より活動内容の質の向上を図るべきである。

#### < 委員報酬のあり方 >

勤務日数に応じて支給するという地方自治法の規定や報酬を労働の対価として理解すべきとの考え方に立ち、原則日額制とすべきではないか。

一般県民の目線から見れば、日額制が妥当ではないか。

職責や各種の制約や負担、定量的に把握できない活動の多さなどを踏まえれば、月額制とすべき委員会もあるのではないか。

精神的・心理的負担を加味すると、現行の報酬はむしろ安いので、少なくとも月額制は維持すべきではないか。

いずれにしろ、各委員会ごとの活動状況や職責に見合った報酬制度とすべきであり、他の都道府県の見直しの動向や考え方にも留意すべきではないか。

#### < 委員報酬の水準 >

本県の委員報酬の水準は、全国比較でみると、概して低い水準にあることは理解するが、どの程度が妥当であるかは一概に判断し難い。

厳しい財政状況等を踏まえ、特別職の給与がカットされている状況等を考慮すれば、この機会に見直しが検討されてもよい。

委員長と委員の活動状況に差があり、報酬に差を設けることは合理的である。

いずれにしろ、委員報酬の水準については、県民の理解が得られるかという観点から検討を進めるべきである。

#### 今後の見直しに当たって

県においては、本検討会議で出された意見を踏まえ、各委員会の活動状況や職責を今一度確認し、他の都道府県の見直しの動向にも留意し、委員報酬の見直しについて所要の措置を講ずべきものとする。